

日時・場所	令和5年12月25日（月）9時00分～ 庁議室
出席者	栢木市長、佐野副市長、西村教育長、遠藤議会事務局長、布施政策調整部長、川尻総務部長、長尾市民部長、武内市民部政策監、吉田健康福祉部長、田中健康福祉部政策監、山本健康福祉部次長兼市立野洲病院事務部副部長、岡崎都市建設部長、西村環境経済部長、馬野教育部長、事務局

## 1. 開会

<市長挨拶>

- 今年最後の部長会議である。今年もいろいろあったが、特に病院整備に関しては、整備業者が決定し、大きな事業が一步一步進んでいることを実感している。
- インフルエンザ、新型コロナウイルスが流行しているので、体調管理に十分留意するように。

## 2. 議題

### 【審議事項】

#### ①野洲市都市計画の提案に係る規模を定める条例について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第12条の4第1項第1号に規定する地区計画において、同法第21条の2第1項の規定により、都市計画の決定又は変更の提案をすることができる一団の土地の区域の規模を別に定めるに当たり、都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）第15条ただし書きに基づき条例を制定する。

→2月議会に提案、令和6年4月1日施行では周知期間が短いのではないかと。

→今回の条例制定は地区計画制度の運用基準の改正に合わせたものであり、内容については、11月6日（月）から12月21日（木）まで実施のパブリックコメントですでに周知している。

→都市計画法に「決定又は変更をすることを提案することができる。」とあるから、今回0.5ヘクタールから0.3ヘクタールに下げたのか。

→0.5ヘクタールというのは都市計画法施行令で規定されており、ただし書きとして、「特に必要があると認められるときは、都道府県又は市町村は、条例で、区域又は計画提案に係る都市計画の種類を限り、0.1ヘクタール以上0.5ヘクタール未満の範囲内で、それぞれ当該都道府県又は市町村に対する計画提案に係る規模を別に定めることができる。」とある。

これに基づき、本市において、現行の面積要件では地区計画制度の活用が困難な地域があることから、若い世代の定住を促進し地域コミュニティの維持を図るため住居系のタイプの区域面積要件を緩和する運用基準に見直したため、今回条例を提案する。

（審議結果）異論はなかったため付議内容で議会へ提案

### 【報告事項】

#### ②第3期野洲市生涯学習振興計画（案）に係るパブリックコメントの実施について

第2期野洲市生涯学習振興計画が、令和6年3月に満了となることに伴い、近年の法改正や生涯学習を取り巻く環境の変化に対応した第3期野洲市生涯学習振興計画（案）を策定したので、

野洲市パブリックコメント手続実施要綱に基づき意見募集（パブリックコメント）を実施する。  
総合調整会議で出た意見を踏まえ、計画（案）の一部文言を修正している。

→文化・スポーツ分野が当該計画に含まれているが、移管事務であるため教育委員会で計画を定め、市長部局で進捗管理をしていくというイメージか。

→そうである。

→計画作成段階で市民部も関与されているのか。

→関係課の意見は吸い上げている。

→各種計画の策定について、計画内容の庁議への付議を含め、パブリックコメントの時期、全員協議会への報告、周知のタイミング等手続きについて整理するように。（副市長）

### 3. 次回部長会議の予定

---

1月4日（木） 10時00分～ 庁議室

### 4. 閉会

---